

年金を受けている人が亡くなったら手続きを

年金を受けている人が亡くなった場合、年金を受ける権利がなくなるため、死亡届の提出が必要です。また、亡くなった人に支払われるはずだった未払いの年金は、未支給年金として、同一生計だった遺族が請求することができます。

請求できる年金は、死亡された月の分までで、例えば死亡日が1日でも30日でも、日割りではなく、1か月分となります。

死亡届の提出が遅れ、年金を多く受給した場合は、後で日本年金機構へ返金することになります。

■未支給年金を請求できる遺族

年金を受け取っている人が亡くなった場合、その人と同一生計だった遺族は、次の順位で請求できます。

①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他3親等内の親族

※①～⑦の請求できる遺族が存在しないときは、同居人や施設職員、家主などが「死亡届」のみ提出する

こととなります。

■申請に必要なもの

認印（請求者）、預金通帳（請求者）、年金証書（死亡者）、戸籍・除籍謄本（死亡者と請求者の関係がわかるもの）、住民票除票（死亡者の本籍・続柄入り）、住民票謄本（請求者の世帯全員の写しで本籍・続柄入り）、死亡者と請求者の住所が異なる場合は、生計同一申立書

■手続き先

未支給年金の請求または死亡届のみの方は、市役所で手続きができます。亡くなった人が厚生年金の受給者で、遺族が遺族厚生年金の請求ができる場合は、年金事務所での手続きが必要です。

問い合わせは、大牟田年金事務所（☎52・5294）、市健康づくり課（☎77・8533）、大和・三橋庁舎市民サービス課まで。



ひとり親家庭のお父さんやお母さんを支援

ひとり親サポートセンターは、ひとり親家庭などを対象に相談会や講習会を開催します。

□養育費 110 番

養育費についての弁護士による集中電話相談です。

●日時 10月27日（土）、午前10時～午後4時

●相談電話番号 092・724・2644

※匿名可、相談無料

□養育費相談

電話による相談です。相談内容によって1時間無料の弁護士相談クーポンを発行します。

※離婚協議中の人も相談可

●日時 平日の午前9時～午後5時、毎週土曜と第1・第3日曜の午前9時～午後4時

□無料弁護士相談

事前に予約が必要です。

●日時 ▷10月3日（水）、11月7日（水）＝午後1時～3時▷10月10日（水）、24日（水）＝午後6時30分～8時30分

●会場 クローバープラザ（春日市原町）

●人数 先着各4人

●予約電話 092・584・3931

□パソコン経理会計実務（夜間）講習会

●日時 11月20日（火）～12月13日（木）、午後6時30分～9時（火・木・金曜の10日間）



●会場 福岡事務サポート天神校（福岡市中央区天神）

●定員 20人

●受講料 無料（テキスト代などの2000円は自己負担）、託児あり（要予約）

●申込締切 10月29日（月）

□介護事務講習会

●日時 11月20日（火）～12月18日（火）、午前9時～正午（火・金曜の8日間、11月23日を除く）

●会場 クローバープラザ（春日市原町）

●定員 24人

●受講料 無料（テキスト代などの6000円は自己負担）、託児あり（要予約）

●申込締切 10月29日（月）

予約や申し込み、問い合わせは、同センター（☎092・584・3931）まで。

ハローワーク大牟田「マザーズコーナー」

ハローワーク大牟田では専門職員が、子育てをしながら就職を希望する女性などを支援します。仕事探しから就職まで、気軽に相談してください。

●日時 平日の午前8時45分～午後5時

※「キッズコーナー」完備

申し込み、問い合わせは、同所（☎69・0013）へ。

はがきやメールなどによる「架空請求」は無視しましょう

【事例】

『消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』というはがきや『有料動画の未納料金が発生しています』というSMS（ショートメッセージサービス）メールが届いた。

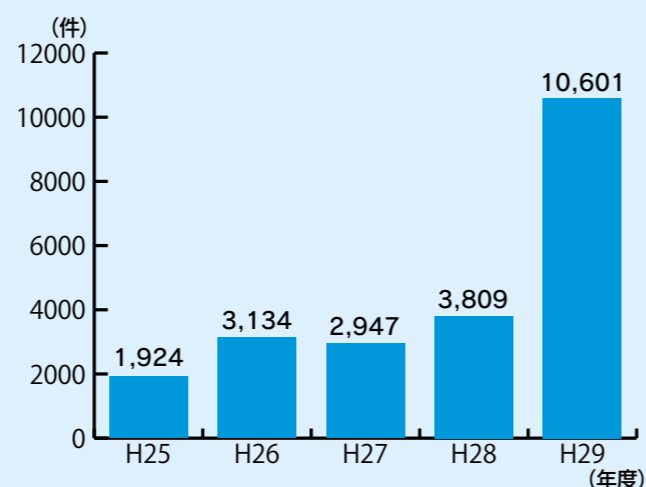
【アドバイス】

いずれも国の機関や消費生活センター、ヤフーやアマゾンなど大手事業者をかたる「架空請求」詐欺です。はがきに書いてある団体名は実在しません。本物の訴訟の通知は、裁判所から普通郵便ではなく配達員から本人に手渡される「特別送達」が届きます。SMSメールは、携帯電話の番号に送信されるメールなので、架空請求事業者が無作為に生成した電話番号に送信している可能性があります。また、パソコンやタブレットにも同様の電子メールが送られている事例があります。

電話や返信をすると個人情報を聞き出され、お金をだまし取られてしまいます。絶対に連絡せずに無視してください。

昨年度に、県内消費生活センターなどへ寄せられた相談のうち「架空請求」の割合が、全体の19.6%と急増しました。少しでも「怪しい」「おかしい」と思っ

■県内の架空請求に関する相談件数



県消費生活センター「ホットな消費者ニュース」平成30年8月号より

たら、まずは柳川・みやま消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。

10月1日は浄化槽の日 浄化槽の点検や清掃を忘れずに

10月1日は浄化槽の日です。浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理するので、維持管理がとても大切。定期的な保守点検や清掃、法定検査が義務付けられています。水や洗剤は適正量を使い、トイレトペーパー以外の異物や油、野菜くずは流さないようにしましょう。また、浄化槽の電源は切らないでください。くみ取り式や単独浄化槽の家庭は、合併処理浄化槽への転換をお勧めします。浄化槽の設置には、下水道の一部区域を除いて補助金があります。

●保守点検 機械の点検や調整、補修、消毒薬の補給などを行います。専門的な知識や器具が必要ですので、

県の登録業者に委託してください。

●清掃 浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取ります。大川柳川衛生組合が認可した業者に委託してください。

●法定検査 1年に1回、県の指定検査機関の法定検査を受けなければなりません。浄化槽が正しく維持管理され、機能しているかを、保守点検や清掃の状況などから検査します。

問い合わせは、市生活環境課浄化槽推進係（☎77・8483）まで。

